

しあわせいっぱい保育園 重要事項説明書

1. 運営規程の概要

(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	株式会社ハンドシェイク
事業者の所在地	東京都新宿区高田馬場4-13-11 松島第一ビル6階
事業者の連絡先	03-5338-8411
代表者氏名	代表取締役社長 小木 寿

(2) 事業所の概要

種別	小規模保育事業(A型)				
名称	しあわせいっぱい保育園				
所在地	浜松市中央区常盤町143-27 エバーグリーンプレイス1階				
連絡先	053-523-9261				
施設長氏名	園長 寺田 こと美				
開設年月日	令和3年4月1日				
利用定員	(3号)	0歳児	1歳児	2歳児	合計
		3人	8人	8人	19人
目的	児童福祉法に基づいて心身共に健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。				
当園の基本理念・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが安心・安全に過ごすために、全職員が愛情に満ちた保育を心がけるとともに、様々な体験を通して自己肯定感を育む保育を実践する。 ・一人ひとりが主役であるように、保育目標を掲げ、子どもたちが自分らしく成長していけるよう向き合う。 ・子どもたちが安心して生活し、健やかに未知の発見や成長が出来る環境を目指す。 ・自ら「遊び、学び、気付く」ことができるよう保育を行う。また、保育者としての自覚を持ち、専門性の向上とともに、地域の共同の輪を広げ、よりよい環境を築く。 				

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	286.15㎡
	園庭	新川緑地
園舎	構造	SRC 構造 8階建て(うち1階部分のみ)
	延べ	100.94㎡

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	1 室	0歳児～2歳児が同保育室内にあり
ほふく室	なし	保育室と共同
遊戯室	なし	保育室と共同
調乳室	1 室	調乳室ではなく調乳コーナーを設置
調理室	1 室	
幼児・職員トイレ	1 室	
その他設備		冷暖房、防火設備を設置

(5) 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	兼 苦情解決責任者
事務職員	0 人	0 人	0 人	園長が兼務する
保育士	6 人	5 人	1 人	兼 苦情受付担当者(内 1 人)
調理員	2 人	0 人	2 人	
子育て支援員	1 人	1 人	0 人	
嘱託医 (小児科医・歯科医)	2 人	0 人	2 人	

(6) 利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等

【3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日～土曜日	
保育時間	保育標準時間	7:00～18:00
	保育短時間	8:00～16:00
延長保育	保育標準時間	18:00～18:30
	保育短時間	7:00～8:00 16:00～18:30
休業日	日曜日・祝日・年末年始	

(7) 利用料等

【保育料】 市町村の定める利用者負担額となります。

【特定負担額】

項目	内容及び負担を求める目的・理由	金額	徴収時期
衛生費	ペーパータオル・消毒・除菌等 理由・目的：様々な感染症対策・清潔管理の為	6,000 円/年	口座振替 (28 日振替)

【実費】

項目	内容及び負担を求める目的・理由	金額	徴収時期
保育用品費	カラー帽子・防災頭巾・おたより袋 理由・目的：日常的に使用する個人の持ち物	実費/入園時	口座振替 (28 日振替)
保育用品費	敷シート 理由・目的：日常的に使用する個人の持ち物の為	実費/希望時 (希望者のみ)	
賠償責任 保険	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理由・目的：保育中の不慮の災害に備える為	315 円/年 (任意)	
延長保育料	延長保育に係る徴収(下記図へ記載)	下記参照	

延長保育料金設定

対象時間	7:00~8:00	16:00~18:00	18:00~18:30
利用時間	30分	30分	30分
保育標準時間	-	-	200円
保育短時間	100円	100円	

備考

標準保育時間の場合、延長保育料金の発生は18:01以降となります。

お支払いは口座振替(28日で前月分の料金を徴収致します。場合によっては現金徴収させていただくことがあります。)

(8) 支払方法

口座振替 引き落としは毎月28日(金融機関の休業日にあたる時は翌営業日)

(9) 提供する特定地域型保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、小規模保育事業(A型)を提供します。

給食施設届出を浜松市保健所へ提出しています。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(1ヶ月に1回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。アレルギーがでる食事については、除去対応しています。

(10) アレルギー対応食について

アレルギー対応食は、保護者からの申し出により医師の診断書や指示書に基づいて行います。

- ・年度ごとに「アレルギー疾患生活管理表」の提出をお願いします。
- ・除去食の調理は、別の鍋やフライパン等で調理します。
- ・除去が困難な場合は、代替え食をお願いします。
- ・調理には十分に気を付けていますが、同じ空間でアレルギー食品を使用して調理することもあります。ご心配な方はご家庭で調理したお弁当の持参をお願いします。
- ・土曜保育のアレルギー除去食の対応は出来ません。

(11)年間行事予定

月	行事	食育・栽培
4月	入園式	
5月	こどもの日 災害時引き渡し訓練	夏野菜を育てよう
6月		
7月	プール開き / セタ お星さまの会	夏野菜を食べよう
8月	夏まつり / プール納め	
9月	ファミリーデー(敬老の日)	お米に触ってみよう 新米おにぎり作り
10月	お月さまの会 ハロウィンパーティー	おいしいね秋 冬野菜を育てよう チューリップ植え(春咲き球根植え)
11月		
12月	クリスマス会	冬野菜を食べよう
1月	鏡開き	七草がゆ
2月	節分 オニは外の会	ヒヤシンス植えてみよう(水耕栽培)
3月	ひなまつり会 お別れ遠足(2歳児) お別れ会 卒園式	2歳児 はじめてのお弁当

※毎月…身体測定、避難訓練、誕生会

※検診…内科検診(春・秋)

歯科検診(春のみ)

(12) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(12-1) 利用の開始について

当園では、浜松市の利用調整に基づき当園に入所決定された教育・保育給付認定を受けた保護者が本重要事項説明等に同意された後に保育の提供を開始します。

(12-2) 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ・ 保護者が法で定める要件に該当しなくなったとき
- ・ 保護者から保育園の利用の取消しの申出があったとき
- ・ 市町村が保育園の利用継続が不可能であると認めたとき
- ・ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

【3号認定子ども(保育認定)】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む) 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

利用に当たっての

留意事項

○欠席・遅刻の連絡、登園について

・欠席・遅刻の連絡は、アプリではなく口頭または、「電話で9:00までに」連絡をお願いします。

・登園が遅くなる場合は、あらかじめ電話で連絡をして下さい。

・お迎えが遅くなる場合も、予定時刻前に電話で連絡してください。

・熱が、37.5℃ある場合、または発熱にかかわらず体調不良の場合は登園を控えてください。なお、登園後に上記の症状が見られた場合には、お迎えを前提としたご連絡をさせていただきます。

・ご家庭からおもちやお菓子を持ってくることはできません。

・病気やケガの後に登園される時は、一度園にご相談下さい。保育園では、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが1日快適に生活できます。

・感染症が出た場合はその旨を掲示し、お知らせします。ご心配な事がありましたらご相談ください。

○園と家庭との情報交換について

・届け出事項(住所・TEL・携帯の番号・勤務先・緊急連絡先・連絡メールアドレスなど…)に変更があった場合には、速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

・自園で使うアプリは、いわゆる「連絡帳」です。園でのこともお知らせしますが、「家庭からの項目」の「食事」「睡眠時間」「排泄」は、毎日ご記入ください。

「家庭での様子」の書き込み欄も、毎日または、週に1回はご記入ください。

○SIDS(乳幼児突然死症候群)について

・SIDSとはそれまで元気だった乳幼児が事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気です。特に0~1歳児が最も多くほとんどが1歳未満の乳児に起きています。

園では午睡中、呼吸状態や子どもの様子を確認し、刺激・リスクを最小限にする環境を整え、事故防止に努めています。(専用コットを使用します)

○虐待について

虐待と思われる場合は、家庭環境や保護者に心理状態、園児の様子を把握し、必要に応じ一定の規則に則り社会福祉課または、児童相談所等へ連絡します。

・園では子どもの日常生活の見守りと安全の確保を第一に考え、関係機関と連絡を取りながら継続的に援助していきます。

○緊急時における対応について

・保育中、子どもの体調に急変などがあった場合、すみやかに子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関へ連絡を行う等の必要な装置を講じます。

○非常災害時の対応について

非常災害時は、状況確認し、早急に避難場所まで避難します。

避難場所を保護者の方の電話・アプリ、張り紙等での情報提供をし、お迎えに来られるまで園児の命を優先に考え、適した対応をいたします。

< 出席停止の期間の基準 >

○ 第一種の感染症：治癒するまで

○ 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）

次の期間（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたと
きは、この限りでない。）

・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

…発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで

・新型コロナウイルス…発症した後5日を経過（発症の翌日を1日）かつ、症状軽快した後1日経
過するまで

・百日咳…特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了す
るまで

・麻疹…解熱した後3日を経過するまで

・流行性耳下腺炎…耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫 脹が発現した後5日を経過し、かつ全
身状態が良好になるまで

・風疹…発疹が消失するまで

・水痘…すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで

・咽頭結膜熱…主要症状が消退した後2日を経過するまで

○ 結核、侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）及び第三種の感染症

病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

感染症一覧

第一種の感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症法第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） ※ 上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症は、第一種の感染症とみなされます。
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第二種の感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、新型コロナウイルス感染症、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)
第三種の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

(13)与薬について

原則、園での与薬は行っておりませんが、与薬依頼書に記入していただき、依頼された場合のみ飲ませることができます。

1、「与薬依頼書」を記入し、「薬剤情報提供書」(コピー可)と一緒に添付してください。

2、薬は全て1回ずつに、全てに記名をお願いします。

3、薬、与薬依頼書、薬剤情報提供書を全て一緒にの袋に入れ、玄関で職員に手渡してください。

※与薬依頼書、薬剤情報提供書(コピー可)がない場合は、薬だけお持ちになっても飲ませることはできません。誤飲事故を防ぐため、必ず持たせて下さい。

・市販の薬はお預りできません。

・座薬の使用は原則として行いません。

・原則として、与薬時間は昼食後のみになります。

・保育者による症状判断が必要な場合の与薬できません。

(もし、咳が出たら/もし、熱が出たら というような場合)

・塗り薬の場合は、感染症予防のため使い捨て手袋1組を持たせてください。

(また綿棒を持たせて頂くこともあります。(手袋・綿棒は1回ごと新しいものに変えてください)

・長期間継続して昼も飲まなければならない薬の場合はご相談ください。

・吸入などの医療行為は、園では実施できないことになっております。

・食物アレルギー内服薬、エピペンは医師の指示のもとお預りすることもありますので、ご相談ください。

・その他必要な薬については、ご相談ください。

(14) 嘱託医

医療機関の名称	おざわ内科医院
医院長名	小澤 和子
所在地	〒435-0048 浜松市中央区上西町36-12
電話番号	053-461-5030

(15) 嘱託歯科医

医療機関の名称	松野歯科医院
医院長名	松野 彰
所在地	〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目6-1
電話番号	053-454-5455

(16) 緊急時における対応方法

保育の提供中、子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	浜松市消防局 中消防署
所在地	浜松市中央区下池川町19-1
電話番号	053-475-7561

【管轄する警察署】

警察署名	浜松中央警察署
所在地	浜松市中央区住吉五丁目28-1
電話番号	053-475-0110

(17) 非常災害対策

避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	浜松市立東小学校
第1避難場所	保育園前
第2避難場所	クリエート浜松
第3避難場所	浜松市東小学校
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、張紙等での情報提供

非常災害時の対策には、非常災害対策計画により対応します。

(18) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	井ノ口 絢香	しあわせいっぱい保育園 保育士	053-523-9261
相談・苦情解決責任者	寺田 こと美	しあわせいっぱい保育園 園長	053-523-9261
第三者委員	鈴木 顕	常盤町自治会長	053-452-7264
第三者委員	大塚 晴義	元常盤町自治会長	053-452-4970

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(19) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付

(20) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱い方法

特定地域型保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(取得方法の例)

- ・入園にあたり提出していただく書類等にご記入・ご提出いただくことによる取得
- ・お問合せへ対処するために電話やメールの内容を記録することによる取得など

(21) 連携施設

連携施設の名称	あけぼの幼稚園
連携施設の種類	私立幼稚園
所在地	浜松市中央区城北3丁目5-28

連携施設の名称	花園幼稚園
連携施設の種類	幼保連携こども園
所在地	浜松市中央区篠原9376

連携施設の名称	日本文教幼稚園
連携施設の種類	私立幼稚園
所在地	浜松市中央区常盤町141-20

連携施設の名称	細江保育園
連携施設の種類	私立認可保育園
所在地	浜松市浜名区細江町気賀431

(22) 連携協力の概要

連携施設の概要は全て同一となる。

連携園の概要	<ul style="list-style-type: none">・利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。・必要に応じて、代替保育(当該保育所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該保育所に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。・当該保育所により保育の提供を受けていた利用乳児(8名)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(23) その他保護者に説明すべき事項

- ・駐車の際、近隣の方の迷惑にならないようお願いします。
- ・送迎時の車等の事故に関して園では一切の責任を負いかねます。
- ・子どもを保護者に引き渡した時点から保護者の方の責任となります。子どもが道路で遊んでいた、飛び出したりすることがないように子どもの行動には目を配るようにしてください。
- ・宗教活動、政治活動、営利活動、利用者の思想、信仰は個人において自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。